

社会保障・税番号制度

～ マイナンバー制度 ～

税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！

お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者が
お伺いしたときに、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン
行政書士法人トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

社会保障・税番号制度について

～ マイナンバー(個人番号)制度 ～

1 はじめに

平成 25 年 5 月、国民一人一人に番号を割り振って所得や納税実績、社会保障に関する個人情報をも一つの番号で管理する共通番号「マイナンバー」制度の関連法が成立し、社会保障・税番号制度が導入されることとなりました。

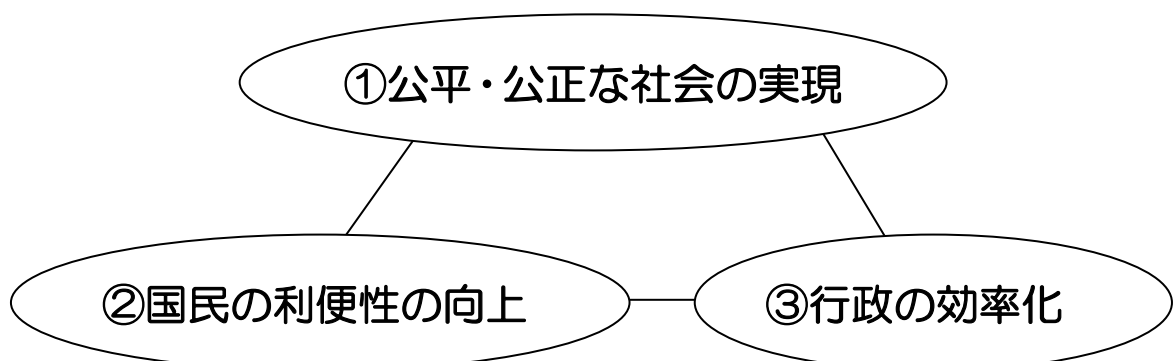
社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化を実現するための制度です。

2 導入目的

マイナンバー制度では、住民票を有する全ての方一人一人に 12 桁のマイナンバー（個人番号）が振り割られます。そのマイナンバーと通じて、これまで国や地方公共団体等がばらばらに管理してきた個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー制度で期待される効果としては、大きく分けて 3 つが挙げられます。

- ① 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。
- ② 書類添付の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。
- ③ 行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。



3 導入スケジュール

- ① 平成27年10月以降：個人番号の通知予定
市町村から、住民票の住所に送られる「通知カード」に記載して通知されます。
「通知カード」は、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されたものになります。
- ② 平成28年1月以降：4の分野に順次利用開始
- ③ 平成28年1月以降：個人番号カードの交付手続開始
「通知カード」でマイナンバーが通知された後、市区町村に申請し、「個人番号カード」の交付を受けます。個人番号カードの交付を受けずに通知カードのみの場合、番号法上の本人確認はできないので、運転免許証等顔写真のある身分証明書の提示が必要となります。

4 マイナンバーの利用範囲

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や治自体の条例で定められた行政手続でしか使用することができません。

社会保障	年金分野⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用など
	労働分野⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用など
	医療⇒医療保険等の医療保険者における手続など
	福祉・その他の分野⇒福祉分野の給付、生活保護の実施等、低所得者の対策の事務等に利用など
税	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内務事務等に利用など ※所得税については平成28年分の申告書から番号記載が開始 されることとなります。
災害対策	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用など

上記のほか、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

5 法人番号の導入

マイナンバー制度は、個人だけではなく法人も対象としています。

《Q1》 どのような団体を対象にしていますか？

その対象は、（１）国の機関、地方公共団体、設立登記のある法人（２）税務署に開業届け出等を行った法人等（３）付番を求める届け出をした法人等となり、一般企業はすべて法人番号が付く対象になります。

《Q2》 法人番号は何桁ですか？

法人番号は13桁の番号になり、商業登記法に基づく会社法人番号（12桁）の前に1桁の検査用数字を加えた番号になります。

《Q3》 いつ通知されるのですか？

平成27年10月以降、国税庁長官から通知される予定です。

《Q4》 法人番号の利用範囲は個人番号と同じですか？

法人番号自体には、個人番号とは異なり利用範囲の制約がありませんので、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

《Q5》 どのように公表されるのですか？

インターネットを通じて公表することを予定しており、公表される情報は、下記の基本3情報です。

- ① 商号又は名称
- ② 本店又は主たる事務所の所在地
- ③ 法人番号

※法人番号の指定を受けた者のうち、人格のない社団等の公表については、国税庁長官がその代表者又は管理人の同意を得なければならないとされています。

6 最後に

民間利用については、法律施行後3年をめどにその段階での法律の施行状況等をみながら、国民の理解を得ながら検討中です。今後、各種資料や最新情報が、国、地方公共団体、税務署等の公的機関で公表される予定です。

マイナンバーは、番号が漏洩して不正に使われる恐れがある場合を除いて一生変更されることはありません。大切に扱う必要があります。

また、中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。

ご不明な点がございましたら最寄りの公的機関や税理士などにご相談ください。